

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年<sup>総理府</sup>大蔵省<sup>令</sup>第四十一号）

改正案

現行

<p>（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第三条 法第八十九条第二項及び信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十三条第一項において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」という。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>		<p>（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第三条 法第八十九条第二項及び信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十三条第一項において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」という。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>	
<p>自己資本の充実の状況に係る区分</p>	<p>命令</p>	<p>自己資本の充実の状況に係る区分</p>	<p>命令</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第二区分</p>	<p>国内基準に係る単体自己資本比率</p>	<p>国際統一基準に係る単体自己資本比率</p>	<p>次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令一〜六（略）</p>
<p>七</p>	<p>法第五十三条第一項及び第</p>	<p>七</p>	<p>法第五十三条第一項及び第</p>

自己資本の充実の状況に係る区 命令	(略)			
	(略)		一パーセント以上	
	(略)		二パーセント以上	
	(略)	八 (略)	二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項の規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により行う業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第五項の規定により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止	

2 銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区 命令	(略)			
	(略)		一パーセント以上	
	(略)		二パーセント以上	
	(略)	八 (略)	二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項から第八項までの規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により行う業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第五項から第七項までの規定により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止	

2 銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

(略)				第二区分	分
(略)				国内基準に係る連結自己資本比率	(略)
(略)				一パーセント以上 二パーセント未満	(略)
(略)				国際統一基準に係る連結自己資本比率	(略)
(略)				二パーセント以上 四パーセント未満	(略)
(略)	十 (略)	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令	一〇八 (略)	九 法第五十三条第一項及び第二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項の規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により行う業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第五項の規定により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止	(略)

(略)				第二区分	分
(略)				国内基準に係る連結自己資本比率	(略)
(略)				一パーセント以上 二パーセント未満	(略)
(略)				国際統一基準に係る連結自己資本比率	(略)
(略)				二パーセント以上 四パーセント未満	(略)
(略)	十 (略)	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令	一〇八 (略)	九 法第五十三条第一項及び第二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項から第八項までの規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により行う業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第五項から第七項までの規定により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止	(略)

3  
~  
7

(略)

3  
~  
7

(略)